

議 事 録

会議等の名称	令和4年度第1回固定資産評価審査委員会	開催日時	令和4年5月19日（水） 午前 8時45分～ 午前 9時20分
		場 所	本館2階 第2委員会室
主催者(事務局)	市民生活部 税務課 住民税係	司会者	税務課長 柳澤 亮
出席者	委 員 小山佐登志委員長 依田啓子職務代理人 小林洋一委員 事務局 小松市民生活部長 柳澤税務課長 説 明 小宮山資産税係長 柳澤税務課長		
欠席者	なし		
議 題	(内容) (配布資料) ・ 固定資産評価審査委員会の概要について 資料1 資料2 参考資料 ・ 固定資産税及び都市計画税の概要について ・ 今後の開催について ・		
決定事項 (要点を簡条書き)	今後の開催は審査申出があったときとする。		
次回への検討 事項	特になし		
次回開催	(日時) 未定	(場所)	未定

様式第4号（第21条関係）

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
5 会議事項 (1) 固定資産評価 審査委員会の概要 について	税務課長	資料1に基づき説明。
		質疑なし
(2) 固定資産税及 び都市計画税の概 要について	資産税係長	資料2により説明。
	委員	課税標準額の上昇幅を2.5%とする措置が取られると説明があったが、昨年とは違うのか。
	資産税係長	令和3年度はコロナ対策があり特例として令和2年度と同じ額となった。今年の特例はないが、激変緩和策として2.5%とする措置となる。
(3) 今後の委員会 の開催について	税務課長	今年4月13日に納税通知を発送し本日までに不服申出はありません。今後の開催ですが、申出があったときにその都度開催することとしたいがよいでしょうか。
		異議なし
	委員	不服申出はいつまでに出すのか
	税務課長	4月13日に納税通知が発送し、納税義務者が交付を受けた日を4月16日とすると、3か月を経過する日は7月15日となり、7月15日までが審査申出可能期間となります。
	委員長	会議事項としては以上です。
6 その他		なし
閉会		閉会